

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4及び同X5（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	①避難費用（交通費）	517,503円
	②避難費用（宿泊費）	392,000円
	③避難費用（宿泊謝礼）	36,000円
	④就労不能損害（申立人X3）	112,500円
	⑤就労不能損害（申立人X5）	131,000円
	⑥精神的損害	200,000円
期 間	①乃至③：平成23年3月11日から同年4月13日まで	
	④：平成23年3月11日から同月31日まで	
	⑤：平成23年3月11日から同年4月30日まで	
	⑥：本件事故発生当初の時期	

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、前項の合計金1,389,003円から既払金400,000円を控除した金989,003円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

5 清算

申立人らと被申立人は、第1項に掲げる損害項目（ただし、同項の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有する

ものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償
紛争解決センターに交付する。

平成25年2月10日

(仲介委員 尾野恭史)